

3

史跡西寺跡の概要

3-1 西寺の歴史

西寺は、平安京遷都（延暦十三年（794））に伴い東寺と共に造営された官寺である。両寺は朱雀大路を挟み東西対称に配され、九条大路に面した立地から王城鎮護を担う意図があったと考えられる。造営当初の平安京では、西寺と東寺のみが京中に存在する寺院であった。

西寺は右京九条一坊九～十六町の東西二町、南北四町の計八町を占め、南は九条大路、東は皇嘉門大路、北は八条大路、西は西大宮大路に囲まれた広大な寺域を有していた。南半の四町域に七堂伽藍が建ち並び、北半は寺院経営に必要な家政機関が配されていたと考えられる。

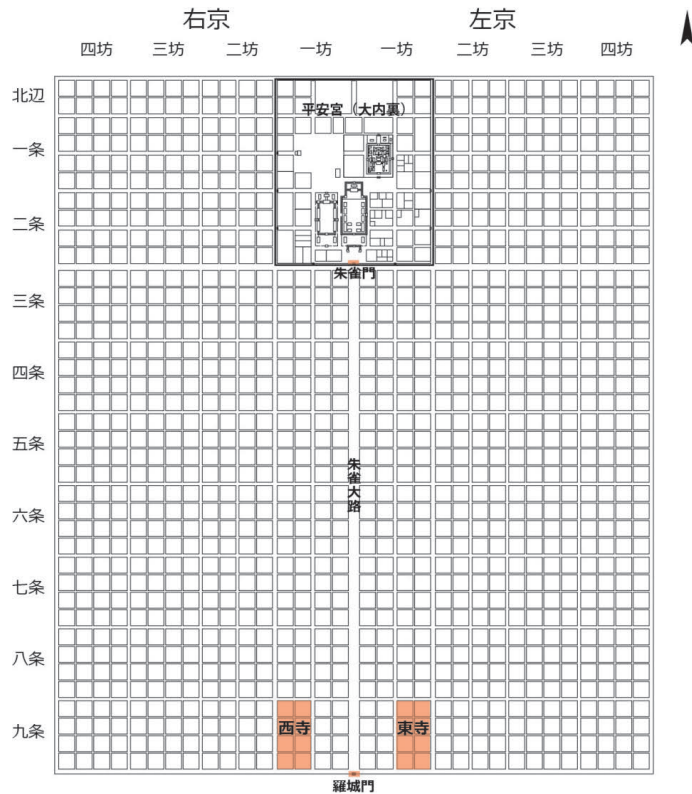


図3-1 平安京における西寺の位置

西寺の造営については、官寺のため「造西寺司」が担ったが、当該期の『日本後紀』の散逸もあり、設置の経緯や年代は詳らかではない。『帝王編年記』には、延暦十五年（796）大納言藤原伊勢人を造東西寺長官と為すという記事があるが、伊勢人は亡くなった天長四年（827）の時点で従四位下であり、延暦十五年に正三位に相当する大納言であったとは考えにくく、この記事をそのまま史実と見るには疑問が残る。その意味で『類聚国史』延暦十六年（797）四月に笠江人が造西寺次官であったと見えるのが史料上の初見で、同年七月には藤原緒嗣が造西寺長官を兼ねたとある（『続日本後紀』緒嗣薨伝）。一方、東寺については同十四年六月に紀梶長が造東大寺長官を兼ねるとの記載があり（『公卿補任』延暦十五年条）、同十八年三月にも入間廣成を造東大寺次官に任じたと見える（『日本後紀』）。ただし、造東大寺司は延暦八年に廃されていることから、ここでの「東大寺」は東寺を指すものと考えられる。したがって、堂塔の造営においても遷都後早い時期に、西寺は東寺とともに着工された蓋然性は高い。

ちなみに、後述する嘉祥三年（850）の西寺刹柱への落雷で、柱の破片一丈許が右馬頭藤原春津宅に落下したという記事がある。春津は造西寺長官を務めた緒嗣の次男であり家長を継いでいることから、この邸宅は、元は緒嗣邸であった可能性が高く、緒嗣がもともと西寺附近に邸宅を構えていたのでなければ、西寺造営に携わるために居所を附近に移した可能性が考えられる。緒嗣は延暦二十二年（803）まで長官を勤め、翌年に坂上田村麻呂が任を継いでいる。藤原緒嗣や

坂上田村麻呂は桓武天皇の信任厚く、西寺造営が重視されていたことが読み取れよう。

同十九年(800)には、伊賀国の山林伐採を禁ずる勅において、東西二寺の堂舎造営に限り巨樹の伐採を特別に認めることが記されており、当時、本格的に造営が進められていることを示している。

弘仁三年(812)には、障子46枚を西寺に施入し、東大寺に収められていた官家功德對物を造東西二寺の諸司へ収めたことは、ようやく寺院としての体裁が整ってきたことに対応している。翌四年に諸大寺に準ずる布施を得て東西二寺で初めて坐夏が行われたことと合わせ、僧房や金堂が整ったと考えられる。なお、造寺司については弘仁六年(815)に安倍真勝(造東寺長官)と秋篠全嗣(造西寺長官)がそれぞれ任命されたのを最後に史料には見られなくなる。同十年には少僧都勤操が造東寺別当を兼ねていることが記されていることから、同年までに造寺司は廃され、造営の主体に僧侶を据えた造寺所が成立していたことがわかる。

なお、弘仁十四年(823)に嵯峨天皇が西寺を守敏に下賜したという話が広く知られるが、これは享保四年(1719)に成立した『高野春秋編年輯録』に記されたもので、正史には見えない。したがって、西寺を彩る伝承の一つとして、また、矢取地蔵など地域の口承とも絡んで重要ではあるものの、本書では史実としては扱わない。

また、遷都当初左右両京の九条一坊に存在した鴻臚館が、後に東寺・西寺につくり替えられ、鴻臚館自体は両京の七条一坊三・四町に移転された、という所伝が『河海抄』にある。しかし、東西両寺の造営は遷都後まもなく始まっていたと考えられること、鴻臚館は弘仁元年(810)には確実に七条一坊に存在すること(『日本紀略』同年四月一日条)等から、この記事についても史実かどうか疑わしいとされる(註1)。

さて、以降、西寺については具体的な堂舎の名が認められるようになる。天長元年(824)には、桓武天皇追善のため、嵯峨太上天皇直筆の法華経を収めていた西寺宝蔵が雷火によって焼亡したほか、同三年には桓武天皇の供養のため、公卿列席のもと仏堂で法華経が修された。この仏堂は金堂を示しているものと捉えられる。同年には勤操が北院で没しており、宝蔵や金堂、北院が既に建立されていたことがわかる。講堂は天長九年に建物が供養され、御願仏を新造することが見える。承和三年(836)に造西寺勾当僧9人の僧位一階を上げたことは、伽藍造営に一定の目途がついたことへの対応と考えられる。

承和四年には、東西両寺等で大般若経の転読を行うよう勅が出されている。時代は下るが『延喜式』では大般若経転読は食堂で行うことと定められていることから、食堂の存在を示している可能性もある。

嘉祥三年(850)には西寺刹柱に落雷がある。刹柱は塔の心柱を示すものと捉えられ、塔の造営が進んでいたことが窺えるが、元慶六年(882)に塔の造営料が定められており、実際の完成は遅れたことも考えられる。なお、延喜六年(906)に醍醐寺の開祖聖宝が西寺別当であった際、始めて宝塔を造り、塔基に十二尊像を造るとあって、完成はさらに遅れた可能性もある。

伽藍の中で西寺の特徴を示す施設に僧綱所がある。平安京遷都に伴い、平城京の薬師寺から西寺に移されているが、その時期は明確ではなく、初見は貞観六年(864)となる。また、時期は下るが『北山抄』の記載から天曆三年(949)に御霊堂があったことがわかる。僧綱所は僧侶の統制機関であり、鎮護国家の祈祷・祈請を行ったのが御霊堂である。こうした施設は官寺としての

西寺の機能・性格を物語るものであろう。

上記のとおり西寺では、遷都から約100年を掛けて伽藍がほぼ整った。この間、仏事は盛んにおこなわれており、途中、貞観五年（863）には西寺等に修理工料として新銭15貫、鉄15廷が充てられていることから、伽藍の維持にも力が入れられていたことが分かる。しかし、正暦元年（990）に「西寺焼亡」（『日本紀略』）と記された火災は、衰退への大きな契機となったと考えられる。焼亡した堂舎については触れられていないものの、前年の光孝天皇国忌は中門や金堂で執り行われていたことが知られ、焼亡後の同国忌は、東寺へ移されていることから、少なくとも金堂は焼失したものと推察される。講堂についても、発掘調査によって同時期に焼失したことが明らかとなっており、伽藍の中核に大きな被害を及ぼしたことは間違いない。

その後、一定の堂舎の再建は進められたものと考えられるが、仏事の記載は減り、焼失以前の姿を取り戻すことは困難であったことが窺える。仁平元年（1151）には僧綱を任ずる儀式が「西寺荒廢」（『僧綱補任』抄出）によって東寺で行われていたことが見える。一方、塔はこの焼亡を免れたようで、建久八年（1197）に文覚上人が修理していることが知られている。しかし、残された塔も天福元年（1233）に焼亡、「もとより荒廢の寺なり、何をか為さんや」（『明月記』）と記されており、その状況が推察される。

西寺はこの焼亡以降、史料からは姿を消し廃絶したと通常考えられている。しかし、僅かではあるが、その後も史料上で散見される。延文二年（1357）に西寺別当深源が惣在庁祐巖と西寺の別当職を争う訴状があるほか、永享五年（1433）には西寺等7ヶ寺に御誦経使が遣わされている。また、嘉吉三年（1443）には悲田院某と惣在庁慶暹が西寺所務をめぐる争論となり、折半していることが記され、大永七年（1527）には、武家が東寺の西、西寺に陣を置いたとある。

これらの史料が、寺院としての西寺の存続を示すものかどうかは定かでない。深源は東寺僧と考えられ、永享五年の誦経についても単に古式に則ったものとも捉えられる。争論となった所務についても、所領の管理を行うことを示しており、いずれも寺院としての実態を確実に示すものではない。しかし、塔焼亡後においても、寺院としての西寺の名を留めていたことが窺え、今後の西寺跡調査においては塔焼亡後の寺院活動の実態を明らかにする必要があるだろう。

西寺跡は、江戸時代には金堂跡と伝わっていた講堂跡の土壇（コンド山）のほか、春日の森（現鎌達稲荷神社内の浄蔵貴所塚）を残す程度となっており、寺院活動を示す記載はない。また、コンド山が松尾祭における神供を行う場として記され、名実ともに西寺跡は古跡として認識されている。

近代に入り、京都府史蹟勝地調査会の委託を受けた京都帝国大学の梅原末治によって大正8年（1919）に实地踏査が行われ、同10年には史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき、我が国最初の史蹟の一つとして指定された。昭和41年（1966）には杉山信三による発掘調査成果に基づき、伽藍地の中枢部が追加指定され、さらに令和3年（2021）には塔跡が追加指定された。

※「史跡西寺跡発掘調査総括報告書」（2021年3月京都市文化市民局）を加筆修正

註

1) 角田文衛「平安京の鴻臚館」『古代文化』第42巻第8号 1990年、山田邦和「左京と右京」『平安京提要』角川書店 1994年。

表3-1 造寺司・造寺所補任表

年号	西曆	長官				次官				
		西寺		東寺		西寺		東寺		
		氏名	身分	氏名	身分	氏名	身分	氏名	身分	
延暦	十四	795			紀梶長	從四位下				
	十五	796			藤原内麻呂?	正四位下				
					紀梶長	從四位下				
	十六	797	藤原緒嗣	從四位下	紀梶長	從四位下	笠江人	從五位上		
	十七	798	(藤原緒嗣カ)		紀梶長	從四位下				
	十八	799	(藤原緒嗣カ)		紀梶長	從四位下			入間廣成	從五位下
	十九	800	(藤原緒嗣カ)		紀梶長	從四位上				
	二十	801	(藤原緒嗣カ)		紀梶長	正四位下				
	二十一	802	藤原緒嗣	從四位下	紀梶長	正四位上				
	二十二	803	藤原緒嗣	從四位下	紀梶長	從三位				
二十三	804	坂上田村麻呂	從三位	紀梶長	從三位	日下部得足	外從五位下	多治比家繼	從五位下	
						檜原籙人				
二十四	805	坂上田村麻呂	從三位	紀梶長	從三位					
大同	元	806	(坂上田村麻呂)				秦都伎麻呂	外從五位下		
	二	807	秋篠安人	從四位上			(秦都伎麻呂カ)			
	三	808	藤原鷹養	從五位上	坂田奈豆麻呂	正五位下	(秦都伎麻呂カ)			
	四	809					(秦都伎麻呂カ)			
弘仁	元	810	田中清人	從五位下			秋篠全嗣、(秦都伎麻呂カ)	從五位下		
	二	811	三嶋年繼	正五位下			藤原文山 秦都伎麻呂	從五位下 從五位下	葛井豊繼	從五位下
	三	812								
	四	813								
	五	814	藤原永貞	從五位下			紀貞成	從五位下		
			安部淨足	從五位上						
			安部眞勝	正五位下						
	六	815	秋篠全嗣	從五位下	安倍眞勝	正五位下	廣澄福麿呂	外從五位下		
	七	816	この頃、造寺司を廃し、造寺所設置か							
	八	817								
	九	818								
	十	819			勤操	少僧都				
	十一	820								
	十二	821								
十三	822									
十四	823			長恵	大僧都					
天長	元	824	長恵	大僧都	空海	少僧都				
	二	825	歳栄							
	三	826	勤操	大僧都						

以下、記載なし

表3-2 西寺関連年表(1)

年号	西暦	天皇	事項	出典
延暦	十二	793	桓武 新京巡覽	日本紀略
	十三	794	平安京遷都	日本紀略
	十五	796	藤原伊勢人、造東西寺長官(?)	帝王編年記
	十六	797	藤原緒嗣造西寺長官	続日本後紀、類聚国史
	十九	800	造西寺次官、笠江人が右京職にて雑官物を検する	類聚国史
	二十三	804	日下部得足を造西寺次官と為す。造西寺長官坂上田村麻呂等を和泉摂津の行宮を定めるため、派遣する。椋原籙人を造西寺次官と為す	日本後紀
大同	元	806	平城 東大寺の雑事を検するため、造西寺次官秦都伎麻呂等を派遣す	太政官牒
	二	807	秋篠安人、伊豫親王の変に連座し、造西寺長官に左遷される	公卿補任
	三	808	藤原鷹養を造西寺長官と為す	日本後紀
弘仁	元	810	嵯峨 秋篠全嗣を造西寺次官と為す。田中清人を造西寺長官と為す	日本後紀
	二	811	三嶋年継を造西寺長官、藤原文山を次官と為す。造西寺次官秦都伎麻呂、伯耆權介を兼ねる	日本後紀
	三	812	障子46枚西寺へ施入。東大寺への官家功德對物を停め、造東西二寺諸司へ収める。故布勢内親王の墾田772町を東西二寺へ施入	日本後紀
	四	813	東西二寺、始めて坐夏を行う。布施供養は諸大寺の例に准ず	日本後紀
	五	814	藤原永貞を造西寺長官と為す。安部淨足を造西寺長官と為す。紀貞成、造西寺次官と為す。安部真勝、造西寺長官と為す	日本後紀
	六	815	秋篠全嗣を造西寺長官と為す。廣澄福麿呂を造西寺次官と為す	日本後紀
	七~八	816~817	この間、造寺司を廃し、造寺所に再編	
	十	819	勤操、小僧都兼造東寺別当	性靈集
	天長	元	824	淳和 綿1万屯を東西両寺等に施入
			西寺宝蔵、雷火で焼失し、金字法華經七卷焼失	性靈集
			長恵、造西寺別当	大師行狀記
二		825	歳茶、造西寺別当	東實記
三		826	西寺にて、桓武天皇供養のため七日間法華經奉納。(中略)仏堂莊嚴	日本紀略
			東寺の塔の材木を運ぶため、東西寺の工匠に木を運搬させる	性靈集
			大僧都勤操、西寺別当	性靈集
四	827	東西二寺において各49僧を屈し、薬師悔過を七日間修す	類聚国史	
		勤操、西寺北院で死去	僧綱補任抄出	
九	832	講堂供養。御願仏新造。法物115種施入	日本紀略	
承和	元	834	仁明 西寺等にて仁王經說法	続日本後紀
	三	836	造西寺勾当僧九人の僧位を一階上げる	続日本後紀
			東西二寺等にて經王を転読し、甘雨を祈る	続日本後紀
	四	837	東西両寺等にて大般若經を転読する	続日本後紀
	六	839	東西両寺にて般若心經を講読させる	続日本後紀
	七	840	西寺僧で寺家に住するのは、二十轉以上で熟学の僧で、智行兼備し推挙ある者とす	続日本後紀
十一	844	西寺の南にある滋野貞主の道場を、西寺別院と為し、慈恩院と号す	続日本後紀	
嘉祥	三	850	文徳 西寺利柱に落雷、竿が一丈丈剥がれ、右馬頭藤原春津宅に落下す	文徳天皇実録
仁寿	二	852	慈恩寺の西書院にて滋野貞主没す	文徳天皇実録
斉衡	三	856	東西寺等の名僧265人に七日間の内に一切經を三遍読む事を請ずる	文徳天皇実録
貞観	二	860	清和 文徳天皇国忌、はじめて西寺に置く	三代実録
	五	863	西寺等に修理科として新銭15貫、鉄15疋を充てる。	三代実録
	六	864	西寺綱所にて僧正以下、律師以上16人を任ず	三代実録
	七	865	西寺綱所にて薬師寺僧壹演を權僧正と為す宣制を行う	三代実録
	八	866	東寺三綱に任ぜられた真言僧を西寺三綱に任ずる。	三代実録
			応天門の変に伴い余殃を消すため、東西両寺等にて仁王般若經を転読する	三代実録
	十一	869	僧綱を任ずるにあたり、西寺綱所にて宣制を行う	三代実録
			最勝会立義に西寺等の安居講師を用いること	類聚三代格
	十二	870	西寺權別当道隆等、河内国にて築堤を見る	三代実録
元慶	三	879	陽成 西寺綱所にて宗叡に布を下賜する等の策命を行う	三代実録
	六	882	山城国の稲3,000束、大和国の稲3,000束、伊賀国の穀250石を西寺塔料及び三宝布施料に充てる。天皇算賀で賀宴の前に西寺を含む諸寺で諷誦を修する。	三代実録、新議式
	七	883	西寺綱所にて律師平恩等を少僧都に任ずる等の宣制を行う	三代実録
仁和	元	885	光孝 西寺等の計32箇所にて仁王会を修す	三代実録
			西寺、白雀一羽を献ず	三代実録
	三	887	光孝天皇の49日を西寺にて行う	日本紀略

表3-2 西寺関連年表(2)

年号	西暦	天皇	事項	出典
延喜	二	902	醍醐 韓橋を造営した西寺別当命携による提案で橋守二人を置く	類聚三代格
	六	906		醍醐寺縁起
	八	908		貞信公記
延長	四	926	西寺において誦経を行う	貞信公記
	八	930	宇多法皇の60歳の賀を祝し、西寺等で誦経あり。絹百疋を施入 宇多法皇が醍醐天皇のため西寺他で誦経を行う	扶桑略記 醍醐雜事記
天慶	二	939	朱雀 醍醐天皇が藤原忠平の60歳の賀を西寺等で誦経を行う	本朝世紀
天歷	三	949	村上 御霊堂にて諸社とともに読経 太皇太后、東西両寺及び延暦寺に於いて逆修を行う 諸社及び西寺御霊堂において読経	北山抄 扶桑略記 北山抄
	二	958		類聚符宣抄
	四	960		類聚符宣抄
応和	元	961	西寺他にて誦経を行い、布二百疋を施入	扶桑略記
康保	二	965	西寺並びに法性寺において、故中宮周忌の法要を修む	日本紀略
	三	966	疾疫のため、西寺御霊堂で読経	日本紀略
貞元	元	976	円融 大地震により、西寺他顛倒	日本紀略
	二	977	寛朝、西寺別当	東寺長者補任
寛和	二	986	花山 西寺等、京中33堂にて仁王会を修す	本朝世紀
永祚	元	989	一条 藤原実資、光孝天皇国忌に参列	小右記
正暦	元	990	西寺、焼亡 光孝天皇国忌、焼亡の後東寺に移す	日本紀略 小右記、日本紀略
	四	998	醍醐、光仁天皇国忌	御堂関白記
寛弘	元	1004	綱所室作料等として1,200石を運ぶ	御堂関白記
	四	1008	光仁天皇、国忌	御堂関白記
	七	1011	藤原安子、国忌	御堂関白記
	九	1012	三条 雅慶、西寺別当	平安遺文
長和	二	1013	東西二寺の齋会伎楽を行う	小右記
寛仁	元	1017	後一条 災癘を払うため、西寺僧20人等をして仁王般若経転読を請う	類聚符宣抄
	二	1018	藤原安子(村上天皇皇后)の国忌を行う	小右記
治安	元	1021	大極殿での疫病祈禱の読経に、西寺僧5名等の出仕が命ぜられる 疾疫攘災のため、西寺御霊堂の齋慶が僧6名をして仁王般若経転読を請う	小右記 類聚符宣抄
萬壽	元	1024	東西寺文殊会料物不足のため行われず	小右記
長元	三	1030	疾疫を払い、豊作を祈るため、西寺御霊堂齋慶を始め僧6名等に読経を請う	類聚符宣抄
永保	元	1084	白河 後七日御修法料にて西寺等に宣旨を下される	平安遺文
応徳	三	1086	光孝天皇、醍醐天皇国忌	後二条師通記
嘉保	二	1095	堀河 定範、西寺別当	中右記裏書
永長	元	1096	桓武天皇国忌	後二条師通記
永久	四	1116	鳥羽 最勝講に西寺威儀師静算が参加	僧綱補任裏書
大治	四	1129	崇徳 寛澄、西寺別当	中右記
保延	二	1136	慈恩寺、焼亡	百練抄
仁平	元	1151	近衛 西寺荒廃につき、任僧綱を東寺で行う	僧綱補任抄出
久寿	元	1155	行俊、西寺別当	台記
平治	元	1159	二条 藤原安子国忌を廃し、贈皇太后藤原懿子の国忌を西寺に置く	師光年中行事
応保	元	1161	東西寺文殊会、肩居東寺に、乞食西寺に集まる	山槐記
	二	1162	藤原安子国忌を西寺にて行う	日本紀略
仁安	二	1167	六条 西寺等、33堂にて仁王会を修す	兵範記
嘉応	元	1169	高倉 西寺等、36堂にて仁王会を修す	兵範記
治承	三	1179	西寺文殊会にあたり、藤原良通が棒物を勤める先例を尋ねる	玉葉
建久	六	1195	後鳥羽 三条長兼が西寺文殊会に棒物を供出	三長記
	八	1197	文覚、塔心柱を上げる	東寺長者補任
承元	元	1207	土御門 藤原定家、水無瀬からの帰路、塔前を通る	明月記
嘉祿	二	1226	後堀河 明恵、紀州からの帰路、塔を礼拝す	玉葉和歌集
天福	元	1233	四条 春季の読経に、西寺僧教恵が参加	民経記
			塔焼亡	明月記、百練抄
延文	二	1357	後村上 西寺別当深源、祐巖と別当職を争う	東寺文書
永享	五	1433	後花園 西寺等にて誦経を行う	薩戒記
嘉吉	三	1443	悲田院某が惣在庁慶運と西寺所務を折半	建内記
大永	七	1527	後奈良 武家が東寺の西、西寺に陣を置く	二水記

3-2 西寺の伽藍

西寺は平安京右京九条一坊九～十六町の東西二町、南北四町の計八町（東西約275m、南北約512m）を占め、南は九条大路、東は皇嘉門大路、北は八条大路、西は西大宮大路に囲まれた広大な寺域を有する。寺域のほぼ中央に空間を限る中仕切築地塀があり、南半に中心伽藍が、北半には寺院経営を支える諸機関が置かれたとされている。

中心伽藍は九条大路に面する南築地の中央に南大門が開き、その北方に中門、金堂、講堂、食堂が中軸線上に配され、金堂と中門が廻廊によって結ばれる。また、金堂と講堂を取り囲むように僧房が置かれ、東西の軒廊によって金堂・講堂と接続する。講堂の北側には食堂・廻廊・南門からなる食堂院が置かれ、寺域南西隅には塔が建てられた。また、寺域南東隅には築地で囲われた空間（院）があり、東寺南西隅の灌頂院に相当する何らかの施設があったと考えられている（註1）。

北半については不明な点が多いものの、杉山信三が東寺との比較から、花園院・大衆院・倉垣院・政所院の存在を想定した。花園院・倉垣院については東寺と共通の位置に、政所院については右京九条一坊十町、大衆院は政所院の北に比定する。右京九条一坊十町の発掘調査では、柱筋を揃える2棟の大型掘立柱建物（掘立柱建物2・3）や総柱建物（掘立柱建物4）などが検出され、史料で知られる平城京の諸寺院の賤院や政所などと類似していることから、同様の施設が置かれたと推測されている（註2）。

その他の施設に関して、文献史料では「北院」等の記載があるものの、調査で明確な遺構は確認されていない（註3）。

堂舎の構造や規模などに差異があるものの、西寺の伽藍配置は東寺と左右対称であることが明らかになっている。

註

1) 杉山信三「東寺と西寺」『平安京提要』角川書店1994年

2) 註1に同じ

3) 東寺では西院という施設が『東宝記』（巻三、仏宝下）に記載されており、この西院に対して、西寺には北院があったと考えられ、東寺と左右対称の位置を占めたと推測されている（註1）。

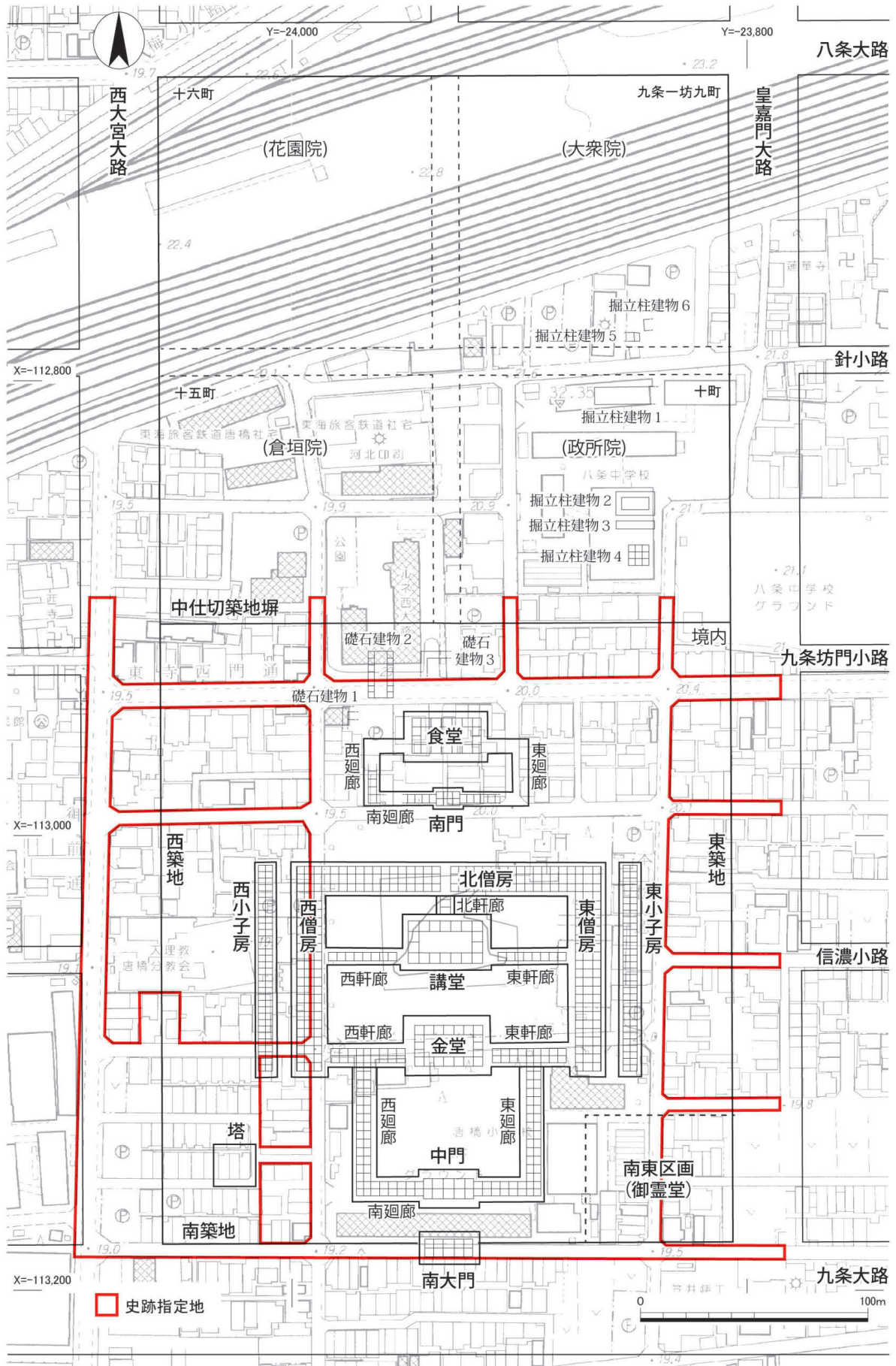


図3-2 西寺伽藍配置図

3. 史跡西寺跡の概要

表3-3 西寺・東寺建物規模比較表

		西寺		文献	東寺
南大門	建物	桁行	5間 70.5 尺 (13+14+16.5+14+13)	1	5間 66 尺 (13+13+14+13+13)
		梁行	2間 26 尺 (13+13)		2間 26 尺 (13+13)
	基壇	規模	不明		96×56 尺
中門	建物	桁行	5間 74 尺 (13+16+16+16+13) ※	1	5間 73 尺 (14+15+15+15+14)
		梁行	2間 30 尺 (15+15) ※		2間 30 尺 (15+15)
	基壇	規模	東西 26m、南北 17m		89.5×56 尺
金堂	建物	桁行	7間 87 尺 (14+14.5+14.5+15.5+14.5+14.5+14) ※	1	7間 112 尺 (13+17+17+18+17+17+17+13)
		梁行	5間 61 尺 (14+11+11+11+14) ※		5間 60.5 尺 (13+11.5+11.5+11.5+13)
	基壇	規模	130×90 尺		141×90 尺
講堂	建物	桁行	7間 101 尺 (13+15+15+15+15+15+13)	31	9間 117 尺 (13+13+13+13+13+13+13+13+13)
		梁行	4間 56 尺 (13+15+15+13)		4間 52 尺 (13+13+13+13)
	基壇	規模	131×86 尺		142×77 尺
食堂	建物	桁行	7間 102 尺 (13+15+15+16+15+15+13)	1	7間 98 尺 (13+14+14+16+14+14+13)
		梁行	4間 52 尺 (13+13+13+13)		4間 54 尺 (13+14+14+13)
	基壇	規模	不明		不明
塔	建物		3間 31 尺 (10+11+10)	29	3間 31 尺 (10+11+10)
	基壇	規模	不明		不明

※は基壇規模からの推定復元（柱位置は未確認）

3-3 調査と保存の歴史

大正8年（1919）、京都府の委嘱を受けた梅原末治が実地調査を行い（註1）、同10年（1921）に我が国最初の史跡の一つとしてコンド山を中心に指定がなされた。翌11年（1922）には本市が管理団体の指定を受けている。

昭和初期には、周辺の区画整理に合わせ、当時の史跡指定地が公園化（現在の唐橋西寺公園）し、公園南側には現在の市立唐橋小学校の前身である七条第二尋常小学校が開校した。

併行して周辺の宅地化が進行したが、開発行為やインフラ整備等に伴う発掘調査が行われるようになったのは昭和34年（1959）以降のことである。初期の調査は、京都府の委託を受けた当時奈良国立文化財研究所に所属していた杉山信三が主体となって実施しており、金堂、僧房、南大門、食堂院が確認されたことで、地下に遺構が良好に遺存することが判明、中枢伽藍部分は昭和41年（1966）に追加指定された。

杉山信三は、調査成果を踏まえ伽藍復元図を提示するとともに、南大門、金堂、食堂院を確認したことから導き出された伽藍中軸線が、北に対し約15～20分の振れを持つことを明らかにした。加えて、平安京の規模が記された『延喜式』の記載から、東寺の伽藍中軸線との距離が300尺であることを割り出し、両寺の中軸線間の値が897.5mであることから、平安京の造営尺が現在の0.987尺=0.2999mであることを導き出した（註2）。この成果によって、初めて平安京復元図を現在の地図に高い精度で落とし込むことが可能となり、大極殿の位置が正確に割り出されるなど、平安京研究の進展に大きく寄与した（註3）。

その後の調査は京都市の文化財部局が主体となって引継いだ。中心伽藍の内、塔跡の位置は確定していなかったが、平成29年～令和元年の調査で、塔跡想定位置において、円形土坑を版築工法で埋めた遺構が賽の目状に並ぶことが確認された。これは大荷重の掛かる柱の下だけを堅固な地盤に改良した壺地業であると判断され、推定柱間が東寺五重塔と同規模であること、朱雀大路を挟みほぼ左右対称の位置にあることから塔跡であることが確定し、令和3年に追加指定された。塔跡の確認は、西寺の正確な伽藍配置の復元に資するだけでなく、平安京造営が極めて高い測量精度に基づいて施工されたこと、左右対称を強く意識した都城であることを、改めて発掘調査から裏付けた。

註

- 1) 梅原末治「西寺址」『京都府史蹟勝地調査会報』第2冊、京都府、1920年
- 2) 現在、GIS（Geographic Information System（地理情報システム））によって検証された造営尺は0.29847m、造営軸は北に対し西へ15分の振れである。
- 3) 明治28年（1895）に平安遷都千百年記念祭の事業の一つとして、東寺を起点とした測量により大極殿の位置が求められたが、曲尺を用いたため若干のずれを生じることとなった。この時求められた位置には現在も「大極殿遺址」の石碑が建っている（内野公園内）。

3-4 発掘調査成果の概要

西寺では、これまで42次に亘る発掘調査と多数の試掘・立会調査を実施している（図3-3、表3-4）。ここでは、建物及び区画ごとの調査成果をまとめる。

1 金堂

金堂跡に関連する調査は、3-1・3-2で実施している。

3-1次で基壇西縁の凝灰岩列、北縁凝灰岩抜取痕、北東縁凝灰岩抜取痕、3-2次で基壇東縁と東廻廊北縁との入隅をなす凝灰岩列、南縁凝灰岩抜取溝を確認している。西縁で地覆石の一部や組み合わせの痕跡が認められたことから、基壇外装が凝灰岩製の壇上積で、規模は東西39m（130尺）、南北27m（90尺）であることが判明した。基壇土が大きく削平を受けており、建物規模を示す明確な痕跡はなかったが、東寺金堂の規模を参考として、梁行3間11尺等間、桁行5間で柱間4.2m（14尺）+4.2m（14尺）+中央間4.65m（15.5尺）+4.2m（14尺）+4.2m（14尺）の四面庇建物に復元されている。

ア) 金堂軒廊 金堂軒廊は、金堂の東西に延びる廊下で、東西僧房と繋ぐ。途中、中門へと続く東西廻廊が分岐する。金堂軒廊跡に関連する調査は、3-1・14次・試掘5で実施している。

3-1次で西軒廊北縁凝灰岩、東軒廊北縁凝灰岩、14次-Cで東軒廊南縁凝灰岩、試掘5で西軒廊南縁を確認した。その結果、基壇外装は凝灰岩製で、幅は廻廊同様の10.5m（3.5尺）であることが確定した。基壇幅から複廊と考えられるが、柱位置を示す遺構は確認できていない。

2 講堂

講堂跡に関連する調査は、3-7・35・36・39・40次で実施している。

西寺講堂跡は、3-7次において確認された地山の高まりを基壇と捉え、現在の東寺講堂より約4m北側の位置に復元されたが、35次によって西寺講堂の位置が、東寺講堂と同じであることが明らかとなった。36次では、版築で築かれた基壇土、礎石1基、礎石抜取穴4基を確認している。39次では、礎石抜取穴5基、基壇南東縁凝灰岩抜取溝、正面階段凝灰岩抜取溝、須弥壇外装凝灰岩抜取溝を確認している。その結果、建物及び基壇、須弥壇の構造、規模が明らかとなった。建物は身舎の梁行2間、桁行5間の四面庇で、柱間は梁桁行3.9m（15尺）等間、庇の出3.9m（13尺）、基壇の出4.5m（15尺）となる。また、基壇外装は凝灰岩製の壇上積で、規模は東西39.3m（131尺）、南北25.8m（86尺）、高さ1.35m（4.5尺）となる。基壇の南面正面には、5間幅75尺（22.5m）、出6尺（1.8m）の階段が取り付く。須弥壇は、凝灰岩製の外装を持ち、幅18m（60尺）、奥行は最大6.6m（22尺）となる。

ア) 講堂軒廊 講堂軒廊は、講堂から東・西・北に延びる廊下で、各僧房と繋ぐ。講堂軒廊跡に関連する調査は、3-7・35・36・40次で実施している。

上述したとおり、3-7次で復元された西軒廊の位置は、35・36次で東軒廊が講堂梁行南端の柱間に取り付くことを確認したことから、東寺と同じ配置であることが明らかとなった。また、東僧房の建物跡を確認した1次において桁行北端の柱間のみ4.05～4.2m（13.5～14尺）であったことから、東西軒廊の梁行柱間は軒廊が取り付く講堂梁行南端の柱間（庇の出）と同様の3.9m（13尺）に復元されている。

40次では、北軒廊基壇土及び凝灰岩製基壇外装、礎石抜取穴1基、東雨落溝を確認した。礎石抜取穴は、北僧房及び講堂と柱筋を揃えることから、柱間は梁行4.5m（15尺）で、基壇の出1.8m（6尺）、軒の出2.1m（7尺）となる。基壇外装は切石積で、地覆石、羽目石、葛石が残る。基壇高は0.5mを測り、幅は8.1m（27尺）となる。東西軒廊と同規模の単廊である。

3 中門

中門跡に関連する調査は、6・8次で実施している。

6次では、南廻廊北縁の凝灰岩抜取溝を確認し、溝が調査区東端で北に直角に折れ曲がることから、廻廊北縁と中門西縁の入隅と判断された。さらに、上記入隅の約10m南側で廻廊南縁との入隅が確認された。溝は廻廊南北縁からいずれも3.5m外側に張り出し、その先で東に折れ曲がることから、中門基壇北西、南西隅となり、基壇外装は凝灰岩製で南北長は17mと判明した。東西長については、8次で基壇南東隅凝灰岩列が確認されたことで26mとなる。また、基壇南面中央には幅14mの階段が取り付くことが明らかとなり、建物規模は桁行5間で中央3間が4.8m（16尺）等間、両端が3.9m（13尺）、梁行2間で柱間4.5m（15尺）に復元されている。

4 南大門

南大門跡に関連する調査は、3-9・6・8次で実施している。

3-9次では、唐橋小学校南側の東西道路にて、東西に一直線に並ぶ河原石の集石が6箇所確認された。これらを南大門の桁行中央列の礎石根固めと捉え、柱間は3.9m（13尺）+4.2m（14尺）+4.95m（16.5尺）+4.2m（14尺）+3.9m（13尺）の5間で、梁行は3.9m（13尺）等間の2間に復元されている。6・8次で、北側柱列及び基壇北縁を求めたが、戦前の小学校建設時の造成によって攪拌されており、明確な痕跡は認められなかった。

5 僧房

僧房は講堂の東西北に配置される三面僧房である。東僧房跡は1・3-6・10・14次、西僧房跡は、3-7・20・38次・試掘5、北僧房跡は3-8・9・40次・立会1を実施している。

ア) 東僧房 1次で複数の礎石及び礎石抜取穴、基壇土、西雨落溝、3-6次で基壇東・南縁の雨落溝とともに南東隅の礎石抜取穴1基、10次で4基の礎石抜取穴及び東西雨落溝、14次-Aにて2基の礎石抜取穴及び西雨落溝を確認している。

イ) 西僧房 西僧房では、3-7次において、地山上面の礫の塊を礎石根固め痕と捉えているが、再考を要する。20次では、基壇土及び西雨落溝、38次では整地層、試掘5では東雨落溝を確認しているが、総じて遺構の残存状況は悪い。

ウ) 北僧房 3-8次で礫の集中部を礎石根固めと捉えているほか、9次にて東西方向の礎石抜取穴3基、立会1で南北方向の礎石抜取穴2基、40次で礎石抜取穴5基と南雨落溝を確認している。

各僧房跡の調査の結果、僧房は梁行3間の建物で、中央間4.2m（14尺）、脇間3.45m（11.5尺）、基壇の出1.8m（6尺）、軒の出2.1m（7尺）と判明している。桁行は3.7m（12.5尺）等間であるが、講堂軒廊との取り付きは馬道となり、柱間の間隔が異なる（北僧房4.5m（15尺）・東西僧房3.9m（13尺））。基壇は幅14.7m（49尺）で明確な外装は認められなかった。基壇高は北僧房に取り付く北軒廊の高さが0.5mであったことから、これと同等であったと想定される。

6 小子房

小子房は僧房に附随するものとして、僧房の外側に配置される。

7次で東小子房の礎石抜取穴5基、13次で西小子房の礎石抜取穴5基、基壇土、西縁雨落溝を確認しており、小子房は梁行2間の建物で、柱間は梁行3～3.15m（10～10.5尺）、桁行2.7～3.0m（9～10尺）、基壇幅10.5m（35尺）である。北小子房については、41次で、基壇南縁附近で東西方向の落込みを確認したものの、基壇内部に当たると想定した場所に瓦溜りや土器溜りが展開しており、明確な痕跡を見いだせていない。

7 廻廊

廻廊は、金堂から東西に延びる金堂軒廊と中門を繋ぐ廊下である。東軒廊から南側を東廻廊、西軒廊から南側を西廻廊、中門から東西に延び、東西廻廊までを南廻廊とする。

廻廊跡に関連する調査は、東廻廊が3-3・14・16次、西廻廊が3-4・28次・試掘調査5、南廻廊が3-5・6・8次で実施されている。

3-3次にて東廻廊東西縁の凝灰岩を確認したことで、東廻廊基壇幅が10.5m（35尺）であることが明らかとなった。3-4次で西廻廊東縁、3-5次で東廻廊東縁、南廻廊南縁の凝灰岩、6次で西廻廊東縁、南廻廊南北縁と中門西縁の入隅をなす凝灰岩抜取溝、8次で南廻廊南縁と中門東縁の入隅を成す凝灰岩、14次-Dで東廻廊東縁、試掘5で西廻廊西縁凝灰岩を確認している。16次では、東廻廊東縁・南廻廊南縁凝灰岩（地覆石・羽目石）、東廻廊西縁・南廻廊北のほか、礎石抜取穴を複数確認した。その結果、廻廊は梁行2間（複廊）で3.15m（10.5尺）等間、桁行3.9m（13尺）等間の建物と判明した。基壇の外装は凝灰岩製の切石積で、幅10.5m（35尺）である。また、28次では、西廻廊西柱列の想定位置に掘立柱の柱穴列が柱間1.9m等間で4基並ぶことが確認され、西廻廊の前身を成す区画遺構の可能性が指摘されている。

8 食堂院

食堂院は食堂・南門とそれらを繋ぐ廻廊によって構成される。

食堂は2次、試掘2、南門は2次・試掘3、廻廊は2・23次・試掘3・4で調査を実施している。2次で北僧房の北側において礎石建物・門・廻廊を確認し、東寺伽藍配置との対比によって礎石建物が食堂、門跡が食堂院南門と比定された。また、23次で廻廊の下層から鑄造関連遺物が出土したため、食堂院は金堂や講堂などの中心堂舎に後れて造営が開始されたと推測されている。

ア) 食堂 2次で15基の礎石抜取穴を確認し、その配置から桁行7間、梁行4間の五間四面に復元されている。また、柱間は桁行中央間が4.8m（16尺）、その両脇二間が各4.5m（15尺）、両端間が3.9m（13尺）、梁行は全て3.9m（13尺等間）と推測されている。基壇外装は明らかではないが、食堂正面で凝灰岩粉の広がりを確認していることから、中央階段が凝灰岩製であったと考えられている。

イ) 南門 2次・試掘3で礎石抜取穴を確認し、その配置から桁行3間、梁行2間の八脚門に復元されている。柱間は、中央間が4.2m（14尺）、両脇間が3.15m（10.5尺）と推測されている。

ウ) 廻廊 2・23次・試掘4で確認した礎石抜取穴の配置から単廊に復元されている。2次と23次で想定している柱間に若干の相違が認められるが、礎石抜取穴による復元数値であることから誤差の範囲内と考えられる。復元柱間は桁行が3.15m (10.5尺) もしくは3.28m (11尺)、梁行は3.8m (12.5尺) もしくは3.9m (13尺) である。

9 塔

塔跡に関連する調査は33・37次で実施している。

33・37次で推定塔跡（寺域南西隅）において壺地業が確認された。壺地業は東西に並ぶ4基を1列とし、南北方向に3列分を確認した。地業内から9世紀中頃から後半の遺物が出土している。壺地業から復元できる中央柱間が約3.3m (11尺)、脇間が約3m (10尺) となり、東寺五重塔（現在）と近似することから、塔跡と判断できる。また、心礎想定位置で地業や据え付け穴などを確認できなかったことから、「地上式心礎」であると推定される。なお、基壇は削平されており規模などは不明である。

10 南東区画（御霊堂院）

南東区画に関連する調査は4・16次で実施している。

4次で東西築地基底部、16次で南北築地基底部、雨落溝、門跡を確認している。両調査によって、伽藍南東隅に築地で囲われた空間（院）が形成されていたことが明らかとなった。築地外側には雨落溝が伴い、西側築地の南寄りに門が開く。築地基底部は幅1.5mで、雨落溝は幅約2mである。西側築地の雨落溝は南面築地の内溝と合流する。門は凝灰岩製の方形礎石をもち、四脚門と推定されている。

11 礎石建物

5・12次-B・22次において食堂院北側で3棟の礎石建物跡（礎石建物1～3）を確認している。礎石建物が食堂院北側隣接地にあたることから大炊殿とする意見のほか、東寺食堂院北側には「勅使坊」とされる3棟の建物があったことから、西寺では僧綱所とする意見もある。

ア) 礎石建物1 5次で礎石据付穴1基を確認し、その西側に礫敷きが展開することから、建物南西隅と推定されている。

イ) 礎石建物2 12・22次で確認された礎石及び礎石抜取穴から、桁行7間以上、梁行2間の東西に庇が取り付く南北棟と推定される。建物規模は柱間が桁行3m (10尺) 等間、梁行3m (10尺) で庇の出が2.5m (8尺) となる。

ウ) 礎石建物3 22次で礎石据付穴・抜取穴を確認し、桁行7間、梁行4間の五間四面庇の東西棟に復元されている。報告書は復元の根拠を明記していないが、建物が伽藍中軸線上にあると仮定してのものと思われる。柱間は桁行約2.5m (8尺)、梁行約約3.6m (12尺)、庇の出約3m (10尺)。なお、礎石建物2・3は柱筋を揃えており、両者の周囲を幅1.5～2.3m、深さ約0.2mの溝が巡る。

12 掘立柱建物

15・24・30次で寺域北側四町域において6棟の掘立柱建物跡が確認されている。これらの建物は、寺院経営に関わる施設と考えられるが、機能を特定する根拠は得られていない。以下では掘立柱建物1～6として述べる。

3. 史跡西寺跡の概要

- ア) 掘立柱建物1 15次で桁行15間以上、梁行3間の長大な東西棟の総柱建物が確認された。北側の柱穴が一回り小さいことから、北側1間が庇で復元されている。柱間は桁行1.8m（6尺）、梁行2.4～2.5m（8尺）、北庇の出が2.7m（9尺）となる。土師器や須恵器の土器類のほか、轡の羽口などが多数出土したことから、寺院内工房の可能性もある。
- イ) 掘立柱建物2・3 24次で桁行7間、梁行4間の五間四面の東西棟が2確認されている。柱間は桁行、梁行ともに2.4～2.5m（8尺）となる。柱穴掘方の出土遺物から成立は9世紀後半とみられる。
- ウ) 掘立柱建物4 24次で桁行3間、梁行3間の総柱建物が確認されている。柱間は桁行、梁行ともに3m（10尺）である。創建当初は掘立柱建物であったが、途中で礎石建物に変更されている。
- エ) 掘立柱建物5 30次で桁行2間以上、梁行2間の東西棟が確認されている。柱間は桁行1.8m（6尺）、梁行2.2～2.4m（8尺）と推測されている。東端の柱穴列の大きさがその他の柱穴より小さいことから、東庇の可能性が指摘されている。柱穴掘方の出土遺物から成立は9世紀後半とみられる。
- オ) 掘立柱建物6 30次で桁行1間以上、梁行2間の掘立柱建物が確認されている。建物方位が北に対して約5°西に振れる。柱間は梁行2.4m（8尺）である。

13 中仕切築地塀

中仕切築地塀に関連する調査は、22・26次で実施している。22次では寺域中央を東西方向に延びる築地基底部及び両側の側溝を確認している。築地の検出位置が東寺北築地とほぼ同じであることから、寺域を南北に仕切る塀と想定している。基底部は幅2.6mで、側溝は幅が2.3～2.6m、深さ0.1～0.3mある。側溝及び築地周辺から多量の瓦が出土したことから、瓦葺であったことがわかる。また、東寺北大門が位置する伽藍中軸線で門跡を検出できなかったことから、南半（中心伽藍地）と北半をつなぐ門は穴門であった可能性が高い。26次では幅1m以上の南側溝を確認、西築地を貫いて西大宮大路東側溝と接続していることが明らかとなっている。

14 築地

寺域を囲む築地は南・東・西を確認している。築地に関連する調査は、南築地が11次-A、東築地が29次、西築地が21・29・34・37次・試掘1で実施している。

- ア) 南築地 11次-Aで基底部及び内溝（幅1.6m以上、深さ0.3m）を確認している。
- イ) 東築地 29次で基底部と犬行、内溝、皇嘉門大路西側溝を確認している。築地基底部は地山削り出しで、幅2.1m（7尺）あり、東側には幅約1mの犬行が伴う。内溝は幅1.5m、深さ0.3mである。
- ウ) 西築地 21・26・29・34・37次・試掘1で基底部及び内溝、雨落溝、犬行を確認している。37次（塔の西方）では、幅2.2～2.6mの礎敷の犬行を確認し、犬行上面に雨落溝が設けられている。内溝は中仕切築地塀との接続地部では幅1.1mであるのに対して、中心伽藍に近い位置では幅が6～8mもある。標高の低い南西隅に位置する内溝は寺域内の排水を担っていた可能性がある。

15 大路

26・29・34次・試掘1で西大宮大路と皇嘉門大路に関連する遺構を確認している。

- ア) 西大宮大路 26・34次・試掘1で東側溝と路面を検出している。伽藍域に面する東側溝幅が約2.2～2.9mあり、『延喜式』左右京職京程に定められた規格よりも大きく開削されていたことが明らかにされた。路面は10世紀中頃までは維持されていたようである。
- イ) 皇嘉門大路 29次で西側溝と路面を確認している。西側溝は大きく3回の造り替えがあり、最も新しい時期が幅約2.3m、深さ約0.2mである。

16 その他

鑄造関連遺構 塔南西側にあたる34・37次で2基の鑄造関連遺構を確認している。出土した炉型や鑄型片に鉄や銅が付着していることから、鉄製品及び銅合金製品を生産していたことがわかる。

鑄造関連遺構は西築地内溝を掘り込んで成立しており、内溝が埋没した9世紀後半以降に鑄造が行われている。隣接する塔が9世紀後半以降の造営と判断できることから、塔に関わる製品が生産されていた可能性がある。

区画溝 31・32次で針小路北築地推定地で調査が実施されているが、小路に関わる遺構は確認されていない。このため、寺域内に条坊は施工されなかったと推測されている。ただし、推定針小路路面中央で東西溝が検出され、北半の空間を区画するための溝が開削されていたことが明らかにされている。

3. 史跡西寺跡の概要

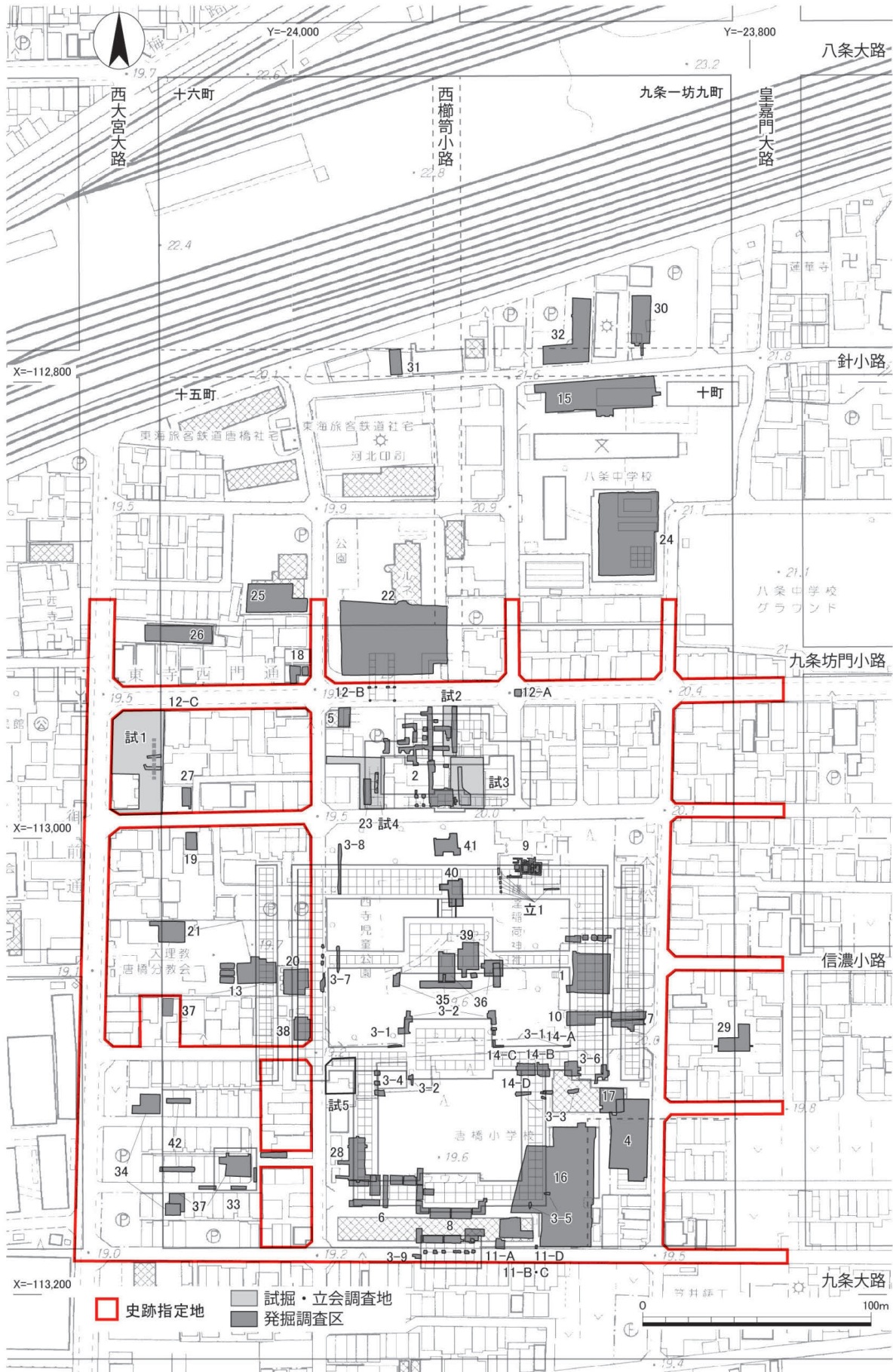


図3-3 西寺跡発掘調査位置図

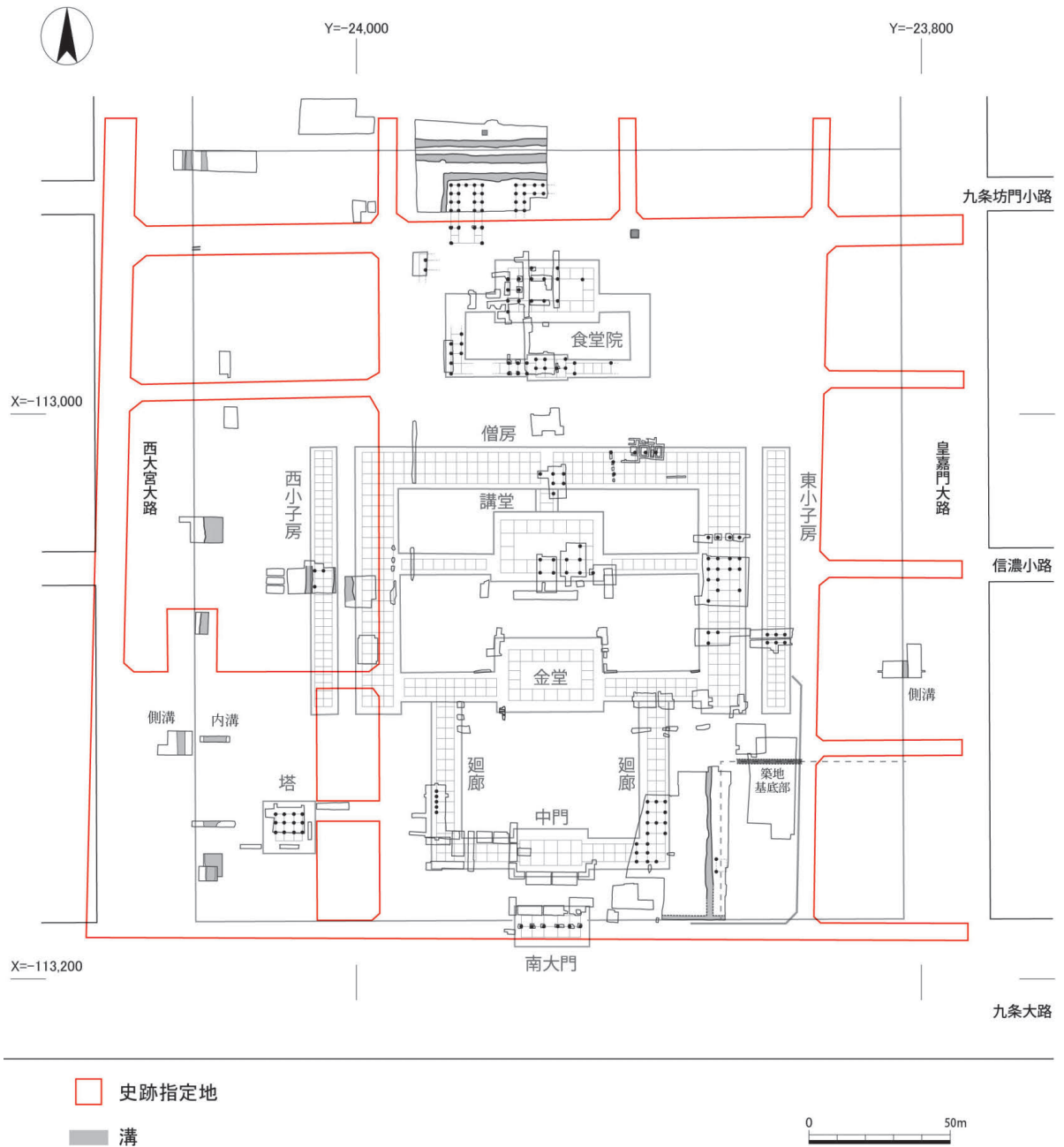


図3-4 史跡西寺跡調査区・遺構配置図

3. 史跡西寺跡の概要

表3-4 発掘調査の年次と概要(1)

調査 回数	調査年	推定地	調査地	主要成果	文献
1	1960	東僧房	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園プール)	基壇、礎石、礎石抜取穴	1・2・ 3
2	1962	食堂院	唐橋西寺町	食堂・廻廊・食堂院南門の礎石、 礎石抜取穴	1・2・ 3・5
3-1	1962	金堂・東西軒廊	唐橋西寺町 (下水工事等)	金堂・東軒廊の基壇外装凝灰岩、 東西軒廊基壇	1・2・ 4
3-2	1962	金堂	唐橋西寺公園 唐橋小学校北端	金堂基壇外装	1
3-3	1962	東廻廊	唐橋小学校 (北校舎と南校舎)	基壇外装	同上
3-4	1962	西廻廊	唐橋小学校北西隅	基壇外装	同上
3-5	1962	東廻廊・南廻廊	唐橋小学校講堂	東廻廊基壇外装、南廻廊基壇外装	同上
3-6	1962	東僧房	唐橋小学校 (給食調理室)	基壇、東・南縁雨落溝、礎石抜取穴	同上
3-7	1962	西僧房	唐橋西寺公園西側	礎石抜取穴	同上
3-8	1962	北僧房	唐橋西寺公園	礎石据付穴	同上
3-9	1962	南大門	唐橋小学校南側道路	礎石据付穴	同上
4	1970	南東区画 (御霊堂)	唐橋西寺町 (唐橋小学校プール)	築地基底部と築地北側の大溝	1
5	1972		唐橋西寺町	礎石根固石	1・6
6	1973	中門・西廻廊・南廻廊	唐橋西寺町 (唐橋小学校グラウンド)	南廻廊北雨落溝、基壇外装 西廻廊を横断する暗渠、中門基壇外装	1
7	1973	東小子房	唐橋西寺町 (ガレージ)		1・7
8	1974	中門・南廻廊・南大門	唐橋西寺町(唐橋小学校グラウンド南端)	中門基壇外装・階段、南廻廊基壇 基壇外装	1
9	1974	北僧房	唐橋西寺町 (鎌達稲荷神社社務所)	礎石抜取穴	1・8
10	1977	東僧房	唐橋西寺町 (公園ピッコプール)	礎石抜取穴、西雨落溝	9a・ 10a
11- A・D	1977	南築地	唐橋西寺町 (唐橋小学校南校舎)	南面築地内溝	10 b
11- B・C				柱穴群	

表3-4 発掘調査の年次と概要(2)

調査 次数	調査年	推定地	調査地	主要成果	文献
12-A	1977	食堂北東部	唐橋西寺町	井戸	9b・ 10c
12-B				礎石据付穴	
12-C		西築地		西面築暗渠	
13	1977	西小子房	唐橋西寺町 (公園チビコプール)	西小子房基壇土、礎石据付穴、西雨落溝	10d
14・A	1978	東僧房	唐橋西寺町 (唐橋小学校グ ラウンド)	礎石据付穴、南西雨落溝	11・ 12b
14・C		金堂東軒廊・ 東廻廊		金堂東軒廊基壇外装、東廻廊礎石片	
14・D		東廻廊		東廻廊基壇外装	
15	1978	家政機関	唐橋門脇町 (八条中学校)	総柱掘立柱建物、東西溝	12a
16	1979	東廻廊・南廻廊・南 東区画 (御霊堂)	唐橋西寺町 (唐橋小学校体 育館・給食室)	東・南廻廊基壇、基壇外装、礎石据付穴 築地基底部南北溝、門跡	12c
17	1979	伽藍地南東部	唐橋西寺町 (唐橋小学校)	土坑、瓦溜り	13
18	1980	伽藍地北西部	唐橋門脇町 (個人住宅)	整地層、井戸	14a・ 15b
19	1980	伽藍地北西部	唐橋西寺町 (個人住宅)	整地層	14b・ 15b
20	1980	西僧房	唐橋西寺町 (天理教会ガレージ)	基壇土、柱穴、ピット	14c・ 15c
21	1981	西築地	唐橋西寺町 (天理教会)	西面築地基壇、築地内溝	14d・ 15d
22	1986	中仕切築地塀	唐橋門脇町 (共同住宅)	東西庇付礎石建物 (南北棟)、四面庇付礎石建物 (東西 棟)、礎石建物を取り囲む溝、南北側溝、東西方向の築地	17a
23	1986	食堂院	唐橋西寺町 (個人住宅)	食堂院西廻廊基壇、礎石抜取穴、南北溝、ピット、土坑	16・ 17b
24	1988	家政機関	唐橋門脇町 (八条中学校体育館)	四面庇掘立柱建物、掘立柱建物 礎石建物。井戸、土坑	18a
25	1989	家政機関	唐橋門脇町	土坑、井戸	18b
26	1990	中仕切り築地塀 西築地	唐橋門脇町	中仕切り築地塀溝、整地層 西面築地の溝	未報 告
27	2007	西築地	唐橋西寺町	湿地状の落込み、柱穴、土坑	19
28	2007	西廻廊	唐橋西寺町 (唐橋小学校児童館)	西廻廊基壇整地土、柱穴、溝	20

3. 史跡西寺跡の概要

表3-4 発掘調査の年次と概要(3)

調査 回数	調査年	推定地	調査地	主要成果	文献
29	2013	東築地	唐橋花園町	東築地基底部、内溝、落込み	21
30	2016	家政機関	唐橋門脇町	掘立柱建物2棟、柱穴列	22
31	2016	家政機関	唐橋門脇町	井戸、溝、土取穴	23
32	2017	家政機関	唐橋門脇町	井戸、区画溝	24
33	2017	塔	唐橋西寺町	瓦溜り、落込み	25
34	2018	西築地	唐橋西寺町	西大宮大路、西築地内溝、铸造関連遺構	26
35	2018	講堂	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園)	階段抜取溝、整地層	27
36	2019	講堂	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園)	礎石、礎石抜取穴、基壇、東軒廊基壇	28
37	2019	塔・西築地	唐橋西寺町	塔壺地業、西築地内溝	29
38	2020	西僧房	唐橋西寺町	整地土	30
39	2020	講堂	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園)	講堂基壇、礎石抜取穴、階段	31
40	2021	北僧房	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園)	北僧房礎石据付穴、南雨落溝、基壇盛土、講堂北軒廊 基壇盛土、足場穴、東縁基壇外装	32
41	2022	北小子房	唐橋西寺町 (唐橋西寺公園)	整地土、瓦溜り	33
42	2023	西築地	唐橋西寺町	西築地内溝	34

(試掘調査等)

No.	調査年	推定地	調査地	主要成果	文献
試掘1	1997	西築地	唐橋西寺町	西大宮大路東側溝、西築地犬行	35
試掘2	1999	食堂	唐橋西寺町	食堂礎石抜取穴1基	36
試掘3	2004	食堂院南門・西廻廊	唐橋西寺町	食堂院南門の礎石抜取穴2基、南門北縁、東廻廊の抜 取穴2基	37
試掘4	2008	食堂院西廻廊	唐橋西寺町	食堂院西廻廊礎石抜取穴3基	38
試掘5	2019	金堂西軒廊・西廻 廊・西僧房	唐橋西寺町	西廻廊基壇西縁、金堂西軒廊基壇南縁、西僧房基壇東 縁及び南縁	39
立会1	2010	北僧房	唐橋西寺町	北僧房礎石抜取穴2基、同柱穴2基、溝	40

文献（表3-4 発掘調査の年次と概要の文献番号に対応）

- 1 杉山信三『史跡 西寺跡』鳥羽離宮跡調査研究所、1979年
- 2 杉山信三「西寺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』京都府教育委員会、1964年
- 3 杉山信三「西寺跡発掘調査概要」『奈良国立文化財研究所年報1962』奈良国立文化財研究所、1962年
- 4 杉山信三「西寺跡第3次発掘調査概要」『奈良国立文化財研究所年報1963』奈良国立文化財研究所、1963年
- 5 杉山信三「29西寺食堂跡」『東海道幹線増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道、1965年
- 6 杉山信三・井上満郎・木村捷三郎・浪貝毅『史跡西寺跡発掘調査報告』京都市埋蔵文化財年次報告1972、鳥羽離宮跡調査研究所、1974年
- 7 浪貝毅・玉村登志夫「西寺跡発掘調査概要」『史跡西寺跡・鳥羽離宮跡』京都市埋蔵文化財年次報告1973-II、京都市文化観光局文化財保護課、1975年
- 8 梶川敏夫「史跡 西寺跡-北僧房跡発掘調査概要-」『鳥羽離宮跡・史跡西寺跡』京都市埋蔵文化財年次報告1974-IV、京都市文化観光局文化財保護課、1975年
- 9a 長宗繫一・鈴木久男「西寺東僧房跡」『平安京跡発掘調査概報』京都市埋蔵文化財研究所概報集1978-II、(財)京都市埋蔵文化財研究所、1978年
- b 長宗繫一・鈴木久男「西寺井戸跡」同上
- 10a 「平安京右京九条一坊、西寺跡1」『昭和52年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2011年
- b 「平安京右京九条一坊、西寺跡2」同上
- c 「平安京右京九条一坊、西寺跡3」同上
- d 「平安京右京九条一坊、西寺跡4」同上
- 11 百瀬正恒「平安京西寺跡」『平安京跡発掘調査概要』京都市埋蔵文化財研究所概要集1978、京都市文化観光局・(財)京都市埋蔵文化財研究所、1979年
- 12a 「平安京右京九条一坊十町」『昭和53年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究、2011年
- b 「平安京右京九条一坊・西寺跡1」同上
- c 「平安京右京九条一坊・西寺跡2」同上
- 13 「平安京右京九条一坊十二町・西寺跡」『昭和54年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2012年
- 14a 鈴木廣司「西寺跡発掘調査 第17次発掘調査」『平安京跡発掘調査報告 昭和55年度』京都市埋蔵文化財調査センター、1981年
- b 堀内明博「西寺跡発掘調査 第18次発掘調査」同上
- c 長宗繫一「西寺跡発掘調査 第19次発掘調査」同上
- d 平尾政幸「西寺跡発掘調査 第20次発掘調査」同上
- 15a 「平安京右京九条一坊・西寺跡1」『昭和55年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、2011年
- b 「平安京右京九条一坊、西寺跡2」同上
- c 「平安京右京九条一坊、西寺跡3」同上
- d 「平安京右京九条一坊、西寺跡4」同上
- 16 堀内明博「西寺跡第13次調査」『平安京跡発掘調査概報 昭和61年度』京都市文化観光局、1987年
- 17a 磯部勝・鈴木久男・堀内明博「平安京右京九条一坊1」『昭和61年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、1989年
- b 堀内明博「平安京右京九条一坊2」同上
- 18a 菅田薫「平安京右京九条一坊1」『昭和63年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所、1993年
- b 菅田薫「平安京右京九条一坊2」同上
- 19 能芝妙子「平安京西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成19年度』京都市文化市民局、2008年
- 20 柏田有香『平安京跡・史跡西寺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2007-4、(財)京都市埋蔵文化財研究所、2007年
- 21 東洋一「平安京右京九条一坊十二町・西寺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成25年度』京都市文化市民局、2014年

3. 史跡西寺跡の概要

- 22 李銀眞『平安京右京九条一坊九町跡・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-4、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2016年
- 23 近藤奈央『平安京右京九条一坊十五町・十六町跡(西寺跡)・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-6、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 24 鈴木康高・木下保明『平安京右京九条一坊九町跡(西寺跡)・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2017-6、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 25 鈴木久史「平安京右京九条一坊九町跡・西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成29年度』京都市文化市民局、2018年
- 26 鈴木久史「平安京右京九条一坊十三町跡・西寺跡(34次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成30年度』京都市文化市民局、2019年
- 27 西森正晃「平安京右京九条一坊十二・十三町跡・史跡西寺跡(35次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成30年度』京都市文化市民局、2019年
- 28 西森正晃「平安京右京九条一坊十二・十三町跡・史跡西寺跡(36次)・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 29 鈴木久史「西寺跡(37次)・平安京右京九条一坊十二・十三町跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 30 鈴木久史「西寺跡(38次)・平安京右京九条一坊十三町跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和2年度』京都市文化市民局、2021年
- 31 西森正晃「35・36・39次調査」『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』京都市文化市民局、2021年
- 32 西森正晃「史跡西寺跡、西寺跡(40次)・平安京右京九条一坊十一町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和4年度』京都市文化市民局、2023年
- 33 八軒かほり・熊谷舞子「史跡西寺跡、西寺跡(41次)・平安京右京九条一坊十一町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和4年度』京都市文化市民局、2023年
- 34 熊谷舞子「史跡西寺跡、西寺跡(42次)・平安京右京九条一坊十三町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 令和6年度』京都市文化市民局、2024年
- 35 「史跡西寺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成9年度』京都市文化市民局、1998年
- 36 「一覧表」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成11年度』京都市文化市民局、2000年
- 37 「史跡西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成16年度』京都市文化市民局、2005年
- 38 「史跡西寺跡・唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成20年度』京都市文化市民局、2009年
- 39 「史跡西寺跡、平安京右京九条一坊十三町跡、唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局、2020年
- 40 「4 平安京右京九条一坊十一町跡・史跡西寺跡」『京都市内詳細分布調査報告 平成22年度』京都市文化市民局、2011年

3-5 史跡指定の状況

(1) 指定告示・指定理由

指定名称	: 史跡西寺跡
指定年月日	: 大正10 (1921) 年3月3日 (内務省告示第38号) 【講堂・北僧房】
追加指定年月日	: 昭和41 (1966) 年3月22日 (文化財保護委員会第14号告示) 【東小子房・金堂・中門・南門】 令和3 (2021) 年3月26日 (文部科学省告示第49号) 【塔・西面築地】
指定面積	: 37,932.00㎡ (道路部分を除く)
指定基準	: 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
所在地	: 京都市南区唐橋西寺町
管理団体	: 京都市 (大正11年指定)
指定理由	: 平安奠都後羅城門ノ西方ニ營マレシモノニテ右大寺トモ云ヒ左大寺ナル東寺ト朱雀大路ヲ距テ、相對セルモノナリ 金堂、廻廊、僧坊、食堂院、南大門等の跡が検出されたのでその部分を追加指定する。在来の土壇は講堂跡と判明した。東寺とあいまって平安京の規模を知る上にも重要である。

(2) 指定範囲

指定の範囲を図3-5に示す。

3. 史跡西寺跡の概要

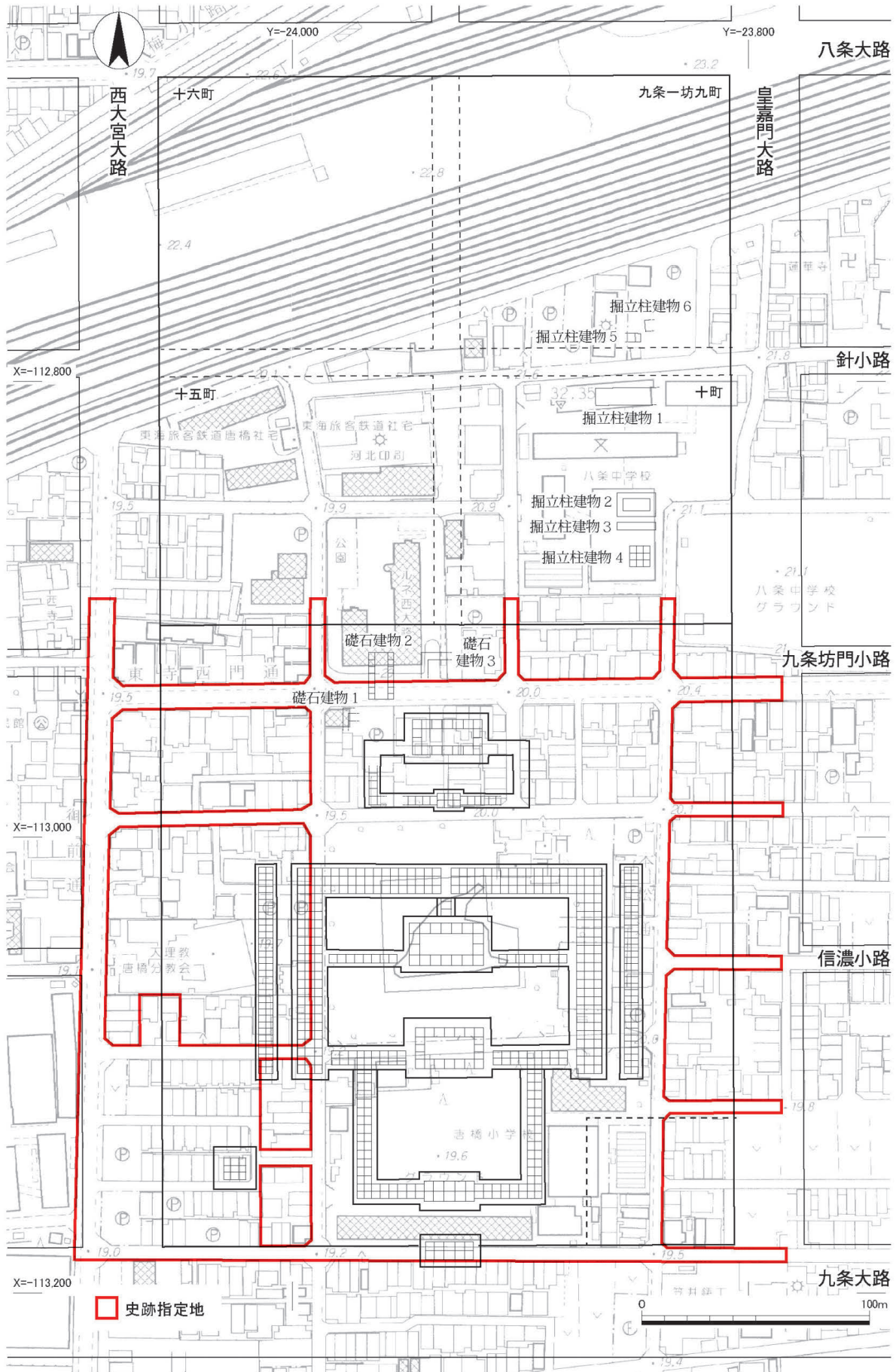


図3-5 指定の範囲

(3) 土地所有の状況

【公有地】

講堂跡（コンド山）	：国有地	1,073㎡
塔跡	：京都市（文化市民局文化財保護課）	4,321.24㎡
唐橋西寺公園	：京都市（建設局みどり政策推進室）	10,390㎡
市立唐橋小学校	：京都市（教育委員会）	11,471㎡
道路敷	：京都市（建設局道路河川管理課）	

【宗教法人】

鎌達稻荷神社 637.07㎡

【民有地】

民家・アパート・駐車場など 10,436.07㎡

（令和5年12月現在）



図3-6 土地所有の状況（道路敷を除く）

3. 史跡西寺跡の概要

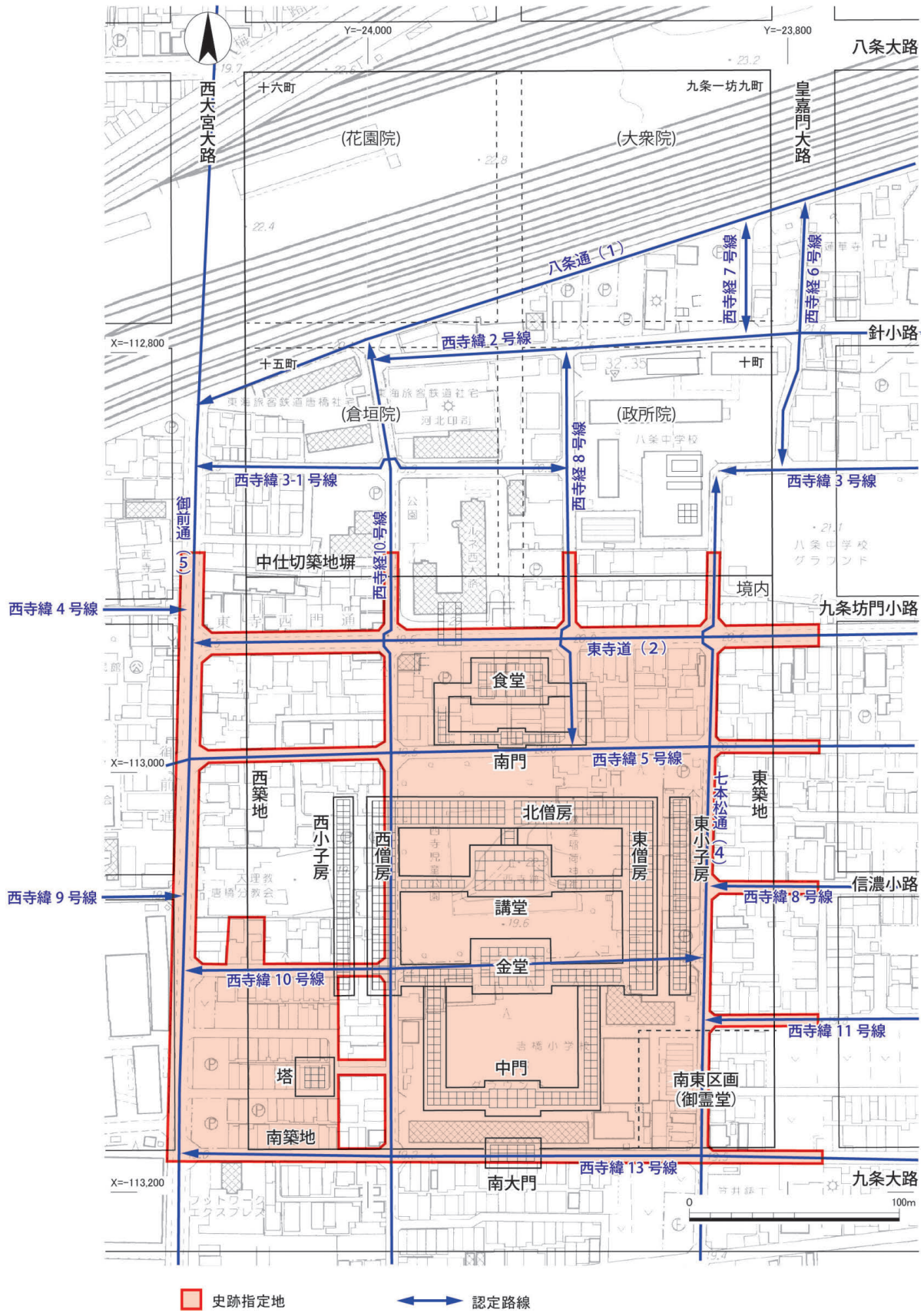


図3-7 史跡西寺跡と周辺道路の状況

3-6 指定地の現状

(1) 指定地全体

【保存の現状】

指定面積の約2/3が公有地であり、講堂跡を含む伽藍中央部が都市公園（唐橋西寺公園）として整備されているほか、伽藍地南部は唐橋小学校の敷地となっている。また、塔跡地区では公有化事業が進められている。

寺跡を含む一帯は昭和8～10年頃に区画整理が行われた結果、それまでの畦畔や地割は失われ、金堂跡をはじめとした建物遺構の一部は街路の下となった。幸い、南大門から金堂南縁附近までが京都市立七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）、金堂北縁から北僧坊までが唐橋西寺公園の用地とされ、宅地化は免れた。小学校の校舎は、はじめ敷地北部に金堂跡等と重なって建てられていたが、昭和50年代に、主要な遺構を避ける位置に順次建て替えられて現在に至る。公園では従来特に大きな現状変更は行われていないが、児童の利用が非常に活発な公園であるため、近年公衆便所の建替えや、防球ネットの設置が行われた。これらについては計画段階から公園管理部局と協議を密にし、事前の発掘調査を行った上で、遺構のない箇所を選んで最小限の工事掘削にとどめている。

史跡指定地の残る約1/3は私有地である。専用住居、店舗兼用住居、小規模な共同住宅、駐車場などとなっており、大規模な敷地は存在しない。公園の北側の宅地は食堂院跡、東側の宅地は東小子房跡のほぼ全体を含んでおり、学校の南東側の宅地は西寺南東区画の1/4ほどに該当する。これらの私有地においては、建替に伴って発掘調査を行い、顕著な遺構についてはもとより、西寺期の整地層についても可能な限り地中保存を行っている。特に、食堂院では礎石の据付跡などが各所で良好に検出されており、その都度、建築主の理解と協力を得て地中保存が行われている。

以上の保存状況を遺構別に記すと、金堂と南大門の東西中軸線、西僧坊の東半は街路となっているため、下水等のインフラ敷設により遺構の残りは悪いと考えられる。また、南大門の北縁部は昭和49年の発掘時点で既に残りが悪く、これと比較して残りの良かった中門跡を保存するため、小学校校舎が南大門跡に一部重なるように建設されている。それ以外の遺構は概ね地下に保存されており、上述のとおり食堂院は宅地化しているにもかかわらず、検出遺構は概ね今に遺されている。しかし講堂跡を除き全域で一定程度の削平を受けており、礎石や基壇土など、地覆よりも上部構造の遺構が検出されることはまれである。遺構面から現地表までの覆土も概して薄く、0.1～0.3m程度である。また、従前の発掘調査からは東僧房・東小子房に比べて西僧房・西小子房の遺存状態が芳しくないという傾向がある。

3. 史跡西寺跡の概要

【活用の現状】

南区観光の見どころを紹介するスマホアプリ「AR西寺・羅城門」を制作・公開した（平成28年）。また、京都市埋蔵文化財研究所により、ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11東寺 西寺跡」が制作・配布されている。

動画投稿サイトの「京都の文化遺産」チャンネルでは発掘調査等の動画を公開している。

【整備の現状】

遺構の大部分は地下に存在しており、間近に見られる状態にない。

西寺の遺構面は全般に浅く、削平は受けているが、伽藍復元が概ねできる程度にはよく残っている。



図3-8 ガイドマップ「～文化財と遺跡を歩く～京都歴史散策マップ No11 東寺 西寺跡」



図3-9 発掘調査の動画
(YouTubeチャンネル「京都の文化遺産」より)



図3-10 発掘調査の動画
(YouTubeチャンネル「京都の文化遺産」より)

(2) 唐橋西寺公園

【保存の現状】

講堂跡の遺構面は、唐橋西寺公園内のCOND山（講堂跡）頂部から1m以上下に位置しており、一定の保存が図られている。

【活用の現状】

公園内には2基の説明板が設置されているが、史跡の全体像などが把握しにくい状態にある。

COND山（講堂跡）は、松尾祭（還幸祭（おかえり））の年一回の祭礼の場となっており、祭りの中でCOND山に神輿が上がっている。

唐橋西寺公園及び唐橋小学校（体育館）では、令和5年度から「南区民ふれあいまつり」が行われるなど、定期的なイベント利用が行われている。

【整備の現状】

COND山の頂部では植栽された既存樹木（エノキ）が大きく生長しており、倒伏の防止などの安全対策などが今後の課題となる。

夜間の防犯対策として、COND山周囲に囲柵や投光器を設置している。自治会の協力により法肩や通路部分などの補修や表面保護を行っているが、一部で侵食が進んでいる。

公園内西部の民家に接してプール跡の構造物（コンクリート躯体）が残されている。

COND山北側にある鎌達稲荷神社は明治に移転してきた神社であり、公園利用に対応して外周部に防球ネットを設置している。

【運営の現状】

保存にかかるソフト面では、京都市からの依頼により昭和49年に史跡西寺跡保存会が結成され、唐橋学区自治連合会の一部門と位置づけられて、COND山の清掃や除草などを行っている。また、市としても（公財）京都市埋蔵文化財研究所に委託して、COND山並びに塔跡地区のパトロールや日常管理を行っている。



図3-11 COND山北東角の状況



図3-12 プール跡の構造物

(3) 塔跡地区

【保存の現状】

塔跡とその周辺は、昭和初期に建てられた木造住宅群が近年まで存在したが、令和3年度にその大部分が公有化され、現在史跡の暫定整備の検討を進めているところである。

塔跡附近の覆土厚（保護盛土層）は約20cm程度、寺域西限附近で約14cm程度と非常に薄い状態にある。一部で削平を受けているものの遺構の遺存状態は概ね良好であるが、西部で遺存が悪い傾向がある。

【活用の現状】

令和5年4月に、塔跡地区西側に京都市立開建高等学校が開校しており、活用における連携が期待される。

【調査の現状】

塔跡の基壇北辺にも既存民家がかかっており、塔跡の基壇規模が未確定の状態にある。また、九条大路北築地も未確認であり、引き続き調査を行う必要がある。

【整備の現状】

塔跡周辺について公有化を進めているが現状では未整備の状態にあり、早期の整備が当面の課題と考えられる。塔跡地区内には現住家屋が複数残っていることから、当面は暫定整備となることが予想される。



図3-13 塔跡



図3-14 塔跡周辺の民家及び道路

(4) 唐橋小学校

【保存の現状】

遺構は全般に西寄りで残りが良くないが、小学校の現校舎は基本的に西寺の伽藍遺構を外して建てられていると推測される。唐橋学区の住民は増えているが、少子化の進行が予想されており、校舎の増改築は予定されていない。また、隣接する唐橋文化教育会館も老朽化している。

【活用の現状】

3年生を対象とした現場見学（通算4回）を開催した。

唐橋小学校3年生の総合学習として、出前授業を行っている（令和3年度～）ほか、地元向け勉強会を開催した（平成29年、令和4年）。

唐橋小学校北側の歩道に、西寺跡（塔）デザインのマンホール蓋（4基）が設置されている。



図3-15 唐橋小学校での総合的学習の時間での取組の様子 令和5年5月(唐橋小学校ウェブサイトより)



図3-16 西寺跡（塔）をデザインしたマンホール蓋

3-7 西寺と松尾祭

(1) 西寺と松尾祭のつながり

西寺では、10世紀以降に御霊堂と呼ばれる施設が認められ、天徳二年（958）には上出雲御霊堂、祇園天神堂などとともに疫病の攘災のため仁王般若経の転読が行われている。その後も度々疾疫の際に読経が行われており、御霊を祀り、その強力な霊力で疫神を退散させる役割を担っていたと考えられる。西寺と東寺は平安京の南端、九条大路に面しており、鎮護国家を意図した配置であったことは明白で、御霊堂を抱える西寺は南西からの疫神の侵入を防ぐことを期待され、西の「猛霊」とされた松尾神と結び付けられたと捉えられよう。この関係性は、左京の東寺と稲荷社にも認められ、朝廷が神仏の加護で都を守ろうと意図したものと考えられ、その氏子地域の境がおおよそ右京左京を分ける朱雀大路であることから朝廷の関与が窺える。

松尾社と稲荷社は祭礼の姿にも共通する部分がある。御旅所に神輿が神幸した後、稲荷祭では東寺慶賀門前（江戸時代までは南門から入り、金堂前）、松尾祭では講堂跡であるコンド山にて神供が供えられるのである。

コンド山での神供神事は、江戸時代以降の地誌類等に記されている。正徳元年（1711）刊行の『山城名勝志』巻七には「金堂ノ跡僅ニ田間ニ残ル、今松尾祭ノ日神供ヲ備ル所也」とある。寛保三年（1743）の「唐橋村明細帳」には、産土神は松尾明神であり、神輿七社の内一社が唐橋村の預かりあることを記すとともに、村内には松尾明神の神事所である西寺古跡無年貢地があり、祭礼の節には神輿を迎え社家及び村内の神役の者が御供を進め、神事を勤めることが述べられている。江戸時代の記録からは、コンド山における松尾祭の神供行事が唐橋村によって執り行われてきたことがわかる。コンド山における神供行事は、文献では江戸時代までしか遡れないものの、先述した松尾社の訴状に見える日次神供の場所もコンド山である蓋然性は高い。御霊堂の存在、東寺と稲荷社との関係から、西寺と松尾社との繋がりは西寺が寺院として活動していた平安時代まで遡るとの指摘もある。

今回の講堂跡の調査によって、現在のコンド山は周辺の耕作地化に伴い土砂を江戸時代に積み上げ生まれたことが明らかとなった。一般的に寺院では講堂よりも金堂基壇の方が高く、西寺でも同様であったと考えられる。にもかかわらず、金堂跡は削平され講堂跡のみが往時を偲ぶ唯一の縁となった理由は、平安時代から続く西寺と松尾社との繋がりの中で、松尾祭における神供の舞台として神事に従事してきた唐橋村の方々によって守られてきたことにあるといえよう。

※「史跡西寺跡発掘調査総括報告書」（2021年3月京都市文化市民局）より抜粋

(2) 松尾祭における唐橋西寺公園の利用の状況

史跡地内の唐橋西寺公園は、松尾祭（還幸祭）の重要な儀式の場となっている。祭の当日には、祭礼そのものの場としての利用にとどまらず、バックヤード等としての利用も含めて公園内のほぼ全域が祭りの場として使用されている。

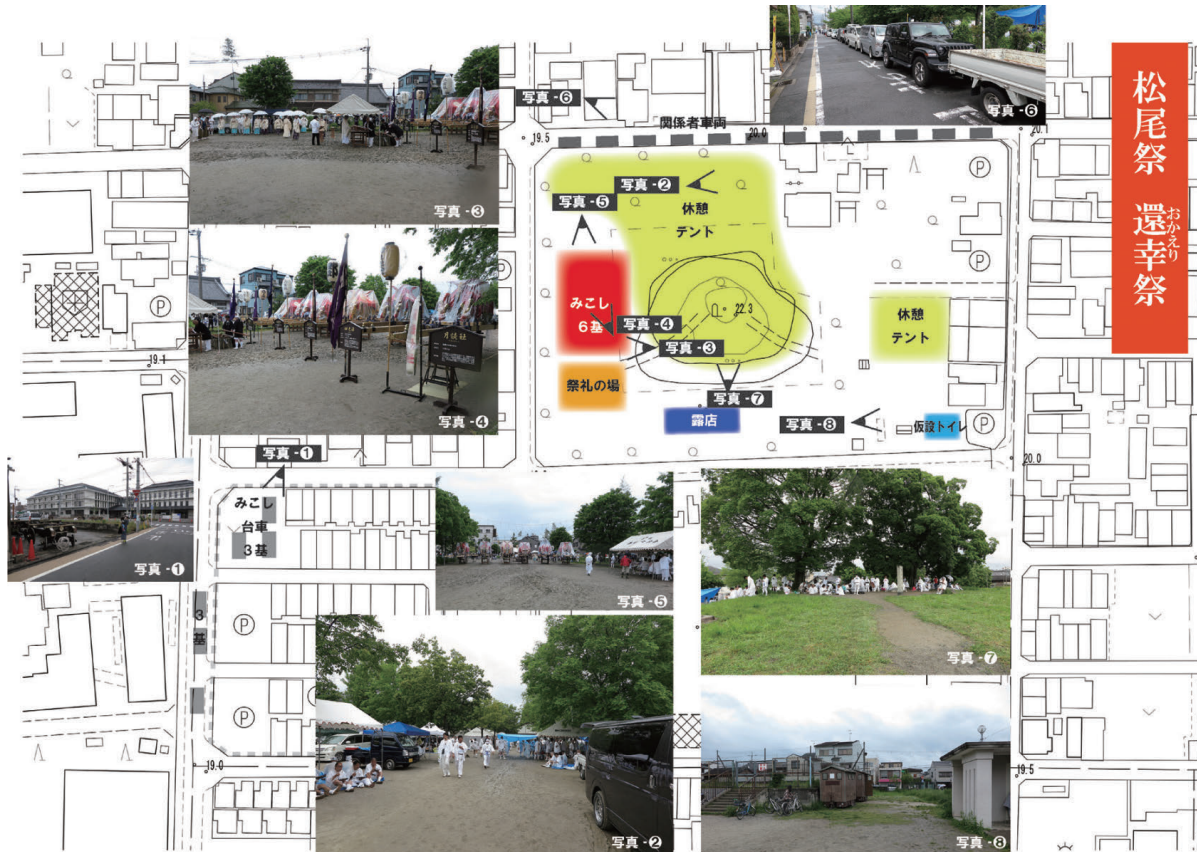


図3-17 松尾祭における唐橋西寺公園の利用状況（2023年撮影）